

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111 FAX 973-9819

子育て 「子ども手当」が始まりました 児童家庭課

☎ 973-4983

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。

「子ども手当」ってどんな制度？

中学校を卒業するまでの子ども一人につき、月額13,000円（平成22年度）を受給できます。

「子ども手当」の支給はいくら？

年3回（6月・10月・2月）前月分までの手当をお支払いします。

※平成22年6月支給の内訳について

平成22年2月・3月分は児童手当、平成22年4月・5月分は子ども手当となります。

※支給日は、6月10日予定

ただし、子ども手当に関しては新事業のため10日に間に合わない可能性があり、その場合は、6月18日支

給となりますのでご了承ください。
「子ども手当」の手続きは必要なの？

平成22年4月現在、中学2年生、中学3年生の児童を養育している方、またはこれまで所得超過等により児童手当を受給していなかった方は手続きが必要です。対象と思われる方へは通知をお送りしたところですが、9月30日までに申請をすると4月に遡って「子ども手当」を受給することができます。

※転入・出生等による手続きも必要ですが、この場合は手続きした翌月からの受給となります。

※公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

※子ども手当の認定通知は順次送付しています。なお新たな手続きが必要な方（認定請求・額改定請求）には認定が確定後送付します。

6月は子ども手当の「現況届」をお忘れなく！

「現況届」は、手当を受けている方の6月1日現在のお子さんの養育状況を確認するための大切な届けです。「現況届」を提出しないと、平成22年6月分以降（10月期支給）の子ども手当が受けられなくなります。

また、2年間にわたって現況届の提出がない場合（児童手当受給期間含む）は時効となり、手当を受ける権利もなくなってしまうます。

子ども手当「現況届」受付期間及び場所

受付期間	受付場所
6月14日（月）・15日（火）	石川保健相談センター
6月16日（水）	勝連シビックセンター
6月17日（木）	与那城庁舎ロビー
6月18日（金）～30日（水） （土・日・慰霊の日を除く）	本庁3階第1会議室

※対象者へは、現況届案内の通知をします。
※混雑を避けるため、指定された日に提出するようにしてください。

健康

平成22年度から介護予防健診の実施方法がかわります

うるま市地域包括支援センター

☎ 973-5112

うるま市では、介護予防健診の一環として、65歳以上で介護認定を受けていない方を対象に、事前に基本チェックリストを郵送しております。返信期限が5月末までとなっておりますので、早めに返信をお願いします。

平成22年度うるま市介護予防健診の流れ

基本チェックリストを郵送します。ご自宅で記入し、返送してください。

基本チェックリストから判定

生活機能低下がないと思われる方
生活機能低下の可能性が高いと思われる方

健康づくり、生活がいきなり活動に参加します
生活機能評価の受診券を送付します

生活機能評価をうるま市の集団健診や個別健診指定医療機関で受けてください

介護予防教室の参加が必要ない方
介護予防教室の参加が必要がある方

介護予防教室に参加しましょう